

この資料は令和6年度版の「受検の手引」からの抜粋です。令和7年度版の「受検の手引」は6月下旬に公表予定です。

2 「第二次検定のみ」の受検対象者および提出書類

(1) 受検対象者

以下の受検対象区分①～④のいずれかに該当する者が「第二次検定のみ」を受検できます。

受検対象区分①

「第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定のみ合格した者

受検対象区分②

「第一次検定のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7ページ）を満たした者

受検対象区分③

技術士試験の合格者^{*}で、所定の実務経験（7ページ）を満たした者

※技術士法による第二次試験（平成15年文部科学省令第36号による技術士法施行規則の一部改正前の第二次試験合格者を含む）のうち以下の技術部門に合格した者

- ・建設部門
- ・農業部門（選択科目：農業土木、農業農村工学）
- ・林業部門（選択科目：林業、森林土木）
- ・森林部門（選択科目：林業、森林土木、林業・林産）
- ・総合技術監理部門（選択科目：農業土木、森林土木、林業、農業農村工学、林業・林産）

受検対象区分④

平成28年度から令和2年度の「学科試験のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7ページ）を満たした者は、当該合格年度の初日から起算して12年以内に連続して2回の「第二次検定」を第一次検定免除で受検することができます。

※第一次検定が免除されるのは、合格した学科試験と同じ受検種目に限ります。

(2) 提出書類

受検対象区分によって提出する書類が異なります。受検対象区分に応じた書類を提出してください。

受検対象区分①

- ・この受検対象区分の方は、再受検申込者に該当します。
 - ・**A票**（**A-1**、**A-2**、**A-4**のみ記入してください）
 - ・**C票**・**D票**
 - ・証明用写真（17ページ参照）
 - ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
 - ・以前の受検時の「受検票」または「不合格通知書」
※**D票**に貼付（紛失した場合は、**D票**内の「再受検申込届」を記入してください）
- ※住民票は提出不要です。（ただし、第一次検定合格後に改姓した方は戸籍抄本が必要です）

受検対象区分②

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は20ページを参照してください。

- ・**A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・2級造園施工管理技術検定第一次検定に合格したことを証する書類（写）
- ・卒業証明書（18ページ参照）※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級「造園」技能検定合格証書（写）（該当する方）（18ページ参照）

受検対象区分③

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は20ページを参照してください。

- ・**A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・技術士第二次試験に合格したことを証する書類（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級「造園」技能検定合格証書（写）（該当する方）（18ページ参照）

受検対象区分④

有効期間内における連続2回目の受検申込の方は20ページを参照してください。

- ・**A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・学科試験合格通知書の写し（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）
※平成28年度以降の学科試験合格者で実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級「造園」技能検定合格証書（写）（該当する方）（18ページ参照）

この資料は令和6年度版の「受検の手引」からの抜粋です。令和7年度版の「受検の手引」は6月下旬に公表予定です。

- (3) 受検資格(旧受検資格)および提出書類(受検対象区分②、③、④の者)
- (1) 受検資格区分(イ),(ロ),(ハ),(ニ),(ホ)のいずれかに該当する者が受検できます。

(2) 受検申請書類(**A票**, **C票**, **D票**) 及び必要な証明書類等を提出してください。

※申込みに必要な書類に不足があると受検できません。

(3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、45ページおよび当センターホームページ「指定学科一覧」を参照してください。

(5) 再受検申込者は20ページを参照してください。

(6) 申込書類提出後の、新・旧の受検資格区分は変更できません。

区分	学歴	造園施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です(記載が無い場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A票 ・23～25ページ参照 ② C票 ・27～28ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ D票 ・26ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 住民票 ・17ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他(学歴を問わず)	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による1級又は2級「造園」技能検定合格者	4年以上 の実務経験年数		1級又は2級「造園」技能検定に合格したことを証する書類(写) (卒業証明書は必要ありません)	
		ただし、1級「造園」の資格を取得した者、又は、平成15年度までに2級「造園」の資格を取得していた者は、実務経験年数の記載は不要です。			

*1、*2 19ページ参照